



# 春夏秋冬 『この地球の危機にどう立ち向かうか...』



今年も本格的な冬を目前にし、衣替え、雪囲い、除雪具の準備、タイヤ交換等に追われる日々を迎えております。

この一年を改めて振り返ってみて、まだ記憶にも新しい千葉の壊滅的停電を始め、今年も日本だけでなく世界中で異常熱波、豪雨、台風等により被害、犠牲、生活崩壊が何と多いことかと痛感させられる。

これも間違いなくCO2等排出ガスによる地球温暖化、いや均熱化現象に他ならないだろう。このままいけば、風水害はもちろんの事、海面上昇、地盤崩落等により、住居喪失、食糧危機、疫病伝染等、人類を含めた生命体への重大な危害を及ぼすことは時間の問題である事は間違いない。

今年9月の国連の温暖化対策サミットで登壇したスウェーデンの16歳の高校生グレタ・トゥーンベリさんは、「私たちは減びようとしているのに、あなたたちはお金や損得の話ばかりで何もしようとしない」と涙ながらに訴えたのだ。そう、時の権力者たちは自己の権力のためだけに固執し、有権者のご機嫌取りばかりに終始し、目先の利益だけにしか関心を持たない単なる「政治屋」に成り下がっている。

残念ながら私には彼女の叫びは奴らには決して響かないように思う。かつての世界がそうであった様に。そして「戦争」というおびただしい犠牲者を払ってようやく気付くのだろう。何と人間というのは愚かな生き物なのか？だとすれば、この事も「全滅」という取り返しの付かない結末を迎えてようやく目が覚めるのだろうか？ただそのときにはもう再生などは不可能なのだが。

「民主主義」と言われる社会がこうもお粗末なものなら選挙なんて要らない。私はつくづくそう思わざるを得ない。

かつて史上最悪の大虐殺を繰り返したナチス・ヒトラーも、元々は選挙により成立した事実を忘れることは出来ない。無能な民主主義なら有能な独裁の方がよっぽどましなのです。

この「無能」な政治をどうにか本気にさせ、正しく導くことは出来ないものか？

考えれば考えるほど苦悩が続き夜も眠れないのであるが、実現させねばならないのです。ご不明な点がございましたら、当事務所担当者（011-598-9203）までご相談ください（転送時留守電にお願いします）



ぎょうどう経営研究会 <http://www.kyodo-keiei.co.jp> 令和2年 第1号  
新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひ致します。

戦う社労士の  
**みんなの経営**  
年末年始の特別号

労働保険事務組合北海道経営者協会  
〒003-0021 札幌市白石区栄通7丁目1-10-305  
TEL 011-598-9203・FAX 011-598-9206  
mail: sapporo@kyodo-keiei.co.jp

西田 労務 経営 事務所  
社会保険労務士 西田 雄二

札幌センター 〒003-0834 札幌市白石区北郷4条11丁目5-6-202  
TEL 011-872-2702・FAX 011-872-2704

## 年金水準 見通し改善せず

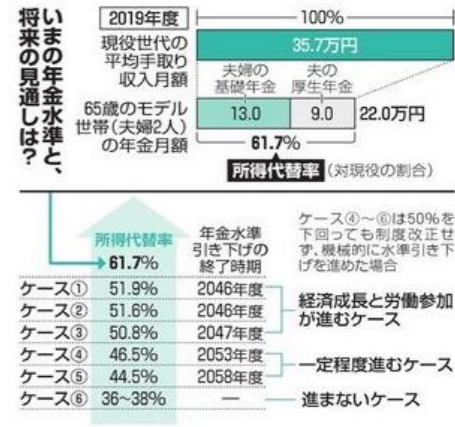
### 年金受給額 30年後に2割減

公的年金の将来の見通しを示す5年に1度の財政検証の結果が公表されました。老後の生活費が2千万円不足するとして金融庁審議会の報告書をきっかけに注目を集めたのも記憶に新しいと思います。

少子高齢化で、年金の「支え手」となる現役世代が減り、「支えられる側」の高齢者が増えています。いまの年金制度は、現役の負担が重くなりすぎないように保険料の上限を決め、その範囲で年金を払う仕組みです。収支バランスが安定するまで、平均余命の伸びなどに応じ、年金水準を自動的に引き下げる仕組み「マクロ経済スライド」が導入されています。

検証では、将来の物価や賃金の上昇率などが異なる複数のケースで、どこまで年金水準を下げる必要があるかを点検、平均収入で40年働いた会社員と専業主婦をモデル世帯とし、65歳時点で受け取り始める年金額が、そのときの現役世代の平均収入の50%を超えるケースについては、経済の高成長を想定した楽観的な予想に限定、政府が約束する「50%以上」を下回るケースも前回の財政検証の同様に存在する結果となりました。（※詳細は次ページ）

財政検証の結果を受け、年金水準の引き下げのほか、厚生年金のパート等への適用拡大や高齢者の雇用義務を70歳まで延長する等の案が議論されています。次の世代につけが回らない対策を期待したいものです。



## お知らせ

1. 最低賃金の引き上げ(抜粋)  
令和元年の最低賃金額が公表されました。改定金額・改定日が都道府県により異なりますので、ご確認ください。

・北海道	10月3日～	835円 → 861円	・千葉県	10月1日～	895円 → 923円
・秋田県	10月3日～	762円 → 790円	・京都府	10月1日～	882円 → 909円
・山形県	10月1日～	763円 → 790円	・大阪府	10月1日～	936円 → 964円
・東京都	10月1日～	985円 → 1,013円	・沖縄県	10月3日～	762円 → 790円
・神奈川県	10月1日～	983円 → 1,011円			

2. 年末年始の業務について  
本年は12月27日まで、新年は1月6日からの正規業務となります。皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。尚、緊急時事務所にお電話頂ければ、転送又は留守電になりますのでご対応いたします。  
※ご相談、ご不明点は担当者までお問合せ下さい。

# 下がる年金水準 先行きは...

## 国民年金5万円 厚生年金15万円

5年に1度の「年金財政検証」の結果が発表されました。いま年金制度はどうなっているのか。年金水準は今後、どこまで下がりそうなのか。年金の基本をおさらいしながら、結果を読み解いていきたいと思ひます。

公的年金には、主に自営業者が入る国民年金と、主にサラリーマンが入る厚生年金があります。国民年金の保険料は、月1万6410円で、最低10年納めれば期間に応じた額の基礎年金が受け取れます。40年もれなく納めた人が受け取れる満額は月6万5008円、ただ**実際の平均受給額は約5万円、4万円未満の人も約3割**いるのが実態となっています。

一方、厚生年金の保険料は収入によって異なり、実際の平均受給額は約15万円となっています。厚生年金の場合、加入者の扶養となっている配偶者も保険料負担無しで基礎年金が受給できるため、会社員の夫と専業主婦のいわゆる「モデル世帯」の年金額は、二人合計で月約22万円となっています。

## 現役世代収入の50%割れも...

そもそも、現在の年金水準はどのくらいなのでしょう。先ほど示したように、今年度に年金をもらい始める「モデル世帯」の受給額は、夫婦二人の合計で月約22万円、一方、現役世代のため、これに占める割合（所得代替率）は**61.7%**となります。これは、モデル世帯なら現役世代の平均収入の6割ほどをもらえていることになり、政府はこの所得代替率を「**50%以上**」とすることを約束しています。しかし、今後の年金額はマクロ経済スライドの仕組みにより伸びを抑えられるため、現役世代の賃金や物価とは同じ伸び率では増えていきません。

今回の財政検証では、高い経済成長を見込んだ①から③のケース、あまり経済成長しない④から⑥のケースで具体的な結果が公表されています。比較的慎重な経済成長を見込んだ③のケースであっても、21年後の2040年度に受給できる年金は、同じ「モデル世帯」で年金額そのものは23.4万円に増える一方、この時代の現役世代の平均収入は43.7万円に増えているため、**所得代替率は53.6%に下がる**と見通されています。逆に、あまり経済成長しない④から⑥のケースの場合は、40年代前半に50%を割り込む可能性があります。最も悲観的なケースである⑥では、**所得代替率が36~38%まで下がる**見通しとなっています。

マクロ経済スライドは、すでに受け取り始めている人の年金水準も下げる効果があります。スライドが続いている間は、年金を受け取り始めた後もスライド分の水準低下は続いていくことに注意が必要です。

公的年金、毎月いくら受け取れる？



# ★年金のおさらいと今後★



在職老齢年金（仕事を続けながら年金を受ける場合の金額）について、一部変更が行われます。



## ●現行

### 60代前半（年齢や性別によって60歳～64歳）

⇒従来通り月給与（標準報酬月額+前年給与の1/12）と年金合わせて28万円まではそのまま支給、超えた場合はその1/2が減額されますが、年金額が少ないケースが多くほぼないものと思われます。

### 65歳以降

⇒月給与（標準報酬月額+前年給与の1/12）と老齢厚生年金合わせて47万円まではそのまま支給、超えた場合はその1/2が減額されます。

但し、減額の対象から老齢基礎年金及び経過的加算額は除かれるため全額支給されます。

## 年金減額「月収51万円超」へ

政府与党が検討する社会保障制度改革が具体案の議論に入っています。上記の65歳以降の在職老齢年金について、**現行の「47万円超」から「51万円超」に引き上がる**という内容です。

在職老齢年金制度には、高齢者の就労意欲を損ねているとの指摘があり、この改正が実施された場合、減額対象者は約18万人減って約23万人となり、年間の年金支給額は約2200億円増えます。60歳代前半については、対象者が2030年度までにいなくなるため減額基準を現行のままとする案と、51万円超に引き上げる案の両方が検討されています。

検討の中では賛成意見のほか「就労促進の効果がはっきりしない」「高所得者の優遇だ」など慎重論も出ています。

